

競争的研究費等に関する不正防止計画

株式会社カタボー（以下「当社」という。）は、農林水産省及び農林水産省が所管する独立行政法人等から配分される競争的研究費等について、適正な管理及び執行を行うとともに、研究費の不正使用・不正受給を防止するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、以下のとおり不正防止計画を定めます。

1. 基本方針

当社は、競争的研究費等が公的資金であることを十分に認識し、関係法令、配分機関が定める規程及び使用ルール並びに当社の社内規程等を遵守し、研究目的に沿って適正かつ効率的に使用します。

また、研究費の不正使用・不正受給を防止するため、責任体制を明確にするとともに、研究費の執行状況及び証拠書類等を適切に確認し、必要に応じて不正防止対策の見直しを行います。

2. 不正防止のための取組

（1）研究費の目的外使用等の防止

研究費の使用に当たっては、研究計画及び配分機関が定める使用ルール等を確認し、研究目的との関連性及び経費としての適正性を確認した上で執行します。

研究目的との関係や経費計上の可否について判断が困難な場合には、必要に応じて配分機関等に確認します。

（2）発注・納品・検収・支払の適正な管理

物品・役務等の発注に当たっては、研究計画及び予算に基づき適正に実施します。

納品時には、発注内容と納品内容を確認し、納品書、請求書その他の証拠書類を適切に保存します。

支払については、発注、納品及び請求内容を確認した上で実施し、架空取引、数量の水増し、過大な請求その他の不正な取引が発生しないよう管理します。

また、小規模な組織であることを踏まえ、可能な範囲で発注・検収・支払について相互に確認を行い、内部牽制を確保します。

(3) 人件費・謝金等の適正な管理

人件費及び謝金等については、実際の勤務状況及び業務内容を確認した上で適正に計上します。

勤務実績等について、必要に応じて担当者以外による確認を行い、架空の勤務実績の計上や過大な請求等を防止します。

(4) 旅費の適正な管理

出張については、研究目的との関連性を確認するとともに、出張者、目的、日程及び訪問先等を適切に記録します。

旅費の支出に当たっては、交通費、宿泊費等について領収書その他の証拠書類に基づき適正に処理し、実態のない出張や二重請求等を防止します。

(5) 研究費の執行状況の管理

研究費については、研究計画及び予算に基づき計画的に執行します。

定期的に執行状況を確認し、研究計画と実際の執行状況に大きな乖離がある場合には、その理由を確認するとともに、必要に応じて執行計画の見直しを行います。

また、年度末等に不自然な支出が集中することのないよう、適切な時期に執行状況を確認します。

(6) 取引先との適正な関係の確保

研究費の執行に関する取引については、公正かつ透明な取引を行います。

研究費の不正使用につながるような取引先との不適切な関係を持たないように留意するとともに、不自然な取引や不正な取引が疑われる場合には、速やかに責任者へ報告し、必要な確認及び対応を行います。

3. コンプライアンス教育・啓発活動

競争的研究費等の運営・管理に関わる者を対象として、研究費の使用ルール、不正使用・不正受給に該当する行為、不正が発生した場合の責任及び研究費の返還等について、必要なコンプライアンス教育を実施します。

教育については、競争的研究費等の新規採択時又は事業開始時等を実施するとともに、制度やルールの変更等があった場合には、必要に応じて追加の周知を行います。

また、研究費の不正使用・不正受給を防止するため、日常的な業務の中でも適正な研究費執行について周知・啓発を行います。

4. 内部チェック及びモニタリング

競争的研究費等の適正な管理・執行を確保するため、研究費の執行状況、発注・納品・検収・支払、人件費及び旅費等について、定期的に確認を行います。

確認の結果、不適切な執行又は不正につながる可能性のある事象が認められた場合には、速やかに原因を確認し、必要な改善措置を講じます。

また、内部チェック等により把握された課題や不正発生要因については、本計画の見直しに反映します。

5. 不正防止計画の見直し

本計画については、競争的研究費等に関する制度・ルールの変更、社内体制の変更、内部チェックの結果、不正発生要因その他の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

不正防止対策について、過度な事務負担とならないよう当社の規模及び実態を踏まえながら、実効性のある対策の維持・向上に努めます。

6. 責任体制

当社における競争的研究費等の管理・運営に関する責任者を以下のとおり定めます。

最高管理責任者 代表取締役

競争的研究費等の運営・管理について最終的な責任を負い、不正防止対策の基本方針を定め、必要な措置を講じます。

統括管理責任者 専務取締役

最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の具体的な管理及び不正防止対策を統括します。

コンプライアンス推進責任者 専務取締役

競争的研究費等の運営・管理に関わる者に対するコンプライアンス教育及び啓発活動を行うとともに、研究費の適正な執行状況を確認します。

なお、当社は小規模な組織であることから、組織規模及び業務実態を踏まえ、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を同一の者が兼務します。

7. 相談・通報窓口

競争的研究費等の使用ルール、研究費の不正使用・不正受給等に関する相談及び通報を受け付ける窓口を以下のとおり設置します。

株式会社カタボー

競争的研究費等相談・通報窓口

担当：専務取締役 深谷 太郎

電話：03-6427-0116

E-mail：fukasya@katabo.co.jp

相談及び通報を行った者については、その内容及び個人情報を適切に取り扱うとともに、相談・通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わないよう適切に対応します。

制定：2026 年 4 月 1 日